主 文

化粧品一三梱包(長崎地方検察庁に保管中で、本件昭和二九年二月二五 日第一審判決において没収言渡のもの)はこれを売却し、その代価を保管する。

昭和二九年一〇月一一日

最高裁判所第二小法廷

_	Ī	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重	Ś	勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	ŧ —	唯	村	谷	裁判官